

総務

01

避難情報等が変更されました

【問い合わせ】  
総務課（麻生庁舎）  
☎0299-72-0811

警戒レベル  
4

令和3年5月20日から  
ひなんしじ  
**避難指示で必ず避難**  
ひなんかんこく  
**避難勧告は廃止です**

| 警戒レベル                    | 新たな避難情報等  |                                  | これまでの避難情報等               |
|--------------------------|---|----------------------------------|--------------------------|
| 5                        | <br>災害発生<br>又は切迫      | きんきゆうあんぜんかくほ<br><b>緊急安全確保</b> ※1 | 災害発生情報<br>(発生を確認したときに発令) |
| ~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~ |   |                                  |                          |
| 4                        | <br>災害の<br>おそれ高い     | ひなんしじ<br><b>避難指示</b> ※2          | ・避難指示(緊急)<br>・避難勧告       |
| 3                        | <br>災害の<br>おそれあり     | こうれいしゃとうひなん<br><b>高齢者等避難</b> ※3  | 避難準備・<br>高齢者等避難開始        |
| 2                        | <br>気象状況悪化           | 大雨・洪水・高潮注意報<br>(気象庁)             | 大雨・洪水・高潮注意報<br>(気象庁)     |
| 1                        | <br>今後気象状況<br>悪化のおそれ | 早期注意情報<br>(気象庁)                  | 早期注意情報<br>(気象庁)          |

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。  
※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることとなります。  
※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待つてはいけません！

避難勧告は廃止されます。  
これからは、  
警戒レベル4避難指示で  
危険な場所から全員避難  
しましょう。

避難に時間のかかる  
高齢者や障害のある人は、  
警戒レベル3高齢者等避難で  
危険な場所から避難  
しましょう。

内閣府(防災担当)・消防庁

総務

01

# 避難情報等が変更されました

【問い合わせ】  
総務課（麻生庁舎）  
☎0299-72-0811



ひなん  
「避難」って  
何すれば  
いいの？

小中学校や公民館に行くことだけが避難ではありません。  
「避難」とは「難」を「避」けること。  
下の4つの行動があります。



### 行政が指定した避難場所への立退き避難

自ら携行するもの  
・マスク  
・消毒液  
・体温計  
・スリッパ 等



### 安全な親戚・知人宅への立退き避難

普段から災害時に避難することを相談しておきましょう。  
※ハザードマップで安全かどうかを確認しましょう。



普段から  
どう行動するか  
決めておき  
ましょう

### 安全なホテル・旅館への立退き避難

通常の宿泊料が必要です。事前に予約・確認しましょう。  
※ハザードマップで安全かどうかを確認しましょう。



### 屋内安全確保

ハザードマップで以下の「3つの条件」を確認し自宅にいても大丈夫かを確認する必要があります。  
**----- 想定最大浸水深**  
※土砂災害の危険がある区域では立退き避難が原則です。



「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない  
(入っていると…)



流速が速いため、木造家屋は倒壊するおそれがあります



地面が削られ家屋は建物ごと崩落するおそれがあります

② 浸水深より居室は高い

|      |                             |
|------|-----------------------------|
| 3・4階 | 5m~10m未満<br>(3階床上浸水~4階軒下浸水) |
| 2階   | 3m~5m未満<br>(2階床上~軒下浸水)      |
| 1階   | 0.5m~3m未満<br>(1階床上~軒下浸水)    |
| 1階床下 | 0.5m未満<br>(1階床下浸水)          |

③ 水がひくまで我慢でき、水・食糧などの備えが十分  
(十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になるほか、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や②水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。

総務

02

## 選挙期日のお知らせ

【問い合わせ】

選挙管理委員会(麻生庁舎・総務課内)  
☎0299-72-0811

## 【茨城県知事選挙の選挙期日が決定しました】

## ■投票日

令和3年9月5日(日)

## ■告示日

令和3年8月19日(木)

## 【行方市長選挙の選挙期日が決定しました】

## ■投票日

令和3年9月5日(日)

## ■告示日

令和3年8月29日(日)

※行方市長選挙の立候補予定者説明会を、令和3年8月4日(水) 14:00 から麻生庁舎別棟 A・B 会議室において実施します。立候補予定者の方は、必ず出席してください。

総合窓口

03

## 総合窓口課からのお知らせ

【問い合わせ】

総合窓口課(玉造庁舎)  
☎0299-55-0111  
水戸地方法務局鹿島支局  
☎0299-83-6000

## ■ 預けて安心!法務局における自筆証書遺言書保管制度

昨年、7月10日から法務局(本局・支局)において「自筆証書遺言書保管制度」が始まり、多くの方から遺言書の保管申請がされてます。

本制度を利用して、自筆で書いた遺言書を法務局に保管することで、大切な遺言書の紛失や改ざん等を防止できます。

詳しい手続きは、水戸地方法務局ホームページ(<http://houmukyoku.moj.go.jp/mito/>)をご覧ください。

## ■ 特設人権相談について

法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員は、ご近所トラブルや学校でのいじめなど、さまざまな人権相談を受け、問題解決の手助けを行うほか、人権啓発活動も行っています。人権擁護委員に相談したい方や問題解決の手助けが必要な方は、お問い合わせ先までご連絡ください。

※相談は全て無料です。

※相談の際には、検温等の体調管理とマスク着用のご協力をお願いします。

※新型コロナウイルス感染拡大等があった場合には、中止となります。あらかじめご了承ください。

## 【特設人権相談】

麻生：麻生公民館 8月17日(火) 10:00～12:00、13:00～15:00

玉造：玉造公民館 8月18日(水) 10:00～12:00、13:00～15:00

北浦：北浦公民館 8月19日(木) 10:00～12:00、13:00～15:00

## 税務

## 04

## 国民健康保険税のお知らせ

【問い合わせ】

税務課（麻生庁舎）

☎ 0299-72-0811

## 【令和3年度国民健康保険税の納税通知書について】

国民健康保険税の納税通知書は、7月中旬に納税義務者である世帯主宛てに、発送します（年金からの天引きの方は8月にはがきを発送します）。内容をご確認いただき、納期限までに納付または振替口座への入金をお願いします。

## 【地方税法改正に伴う変更】

地方税法が改正され、個人所得課税の見直し（給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振り替え）に伴い、保険税所得割計算時の基礎控除が33万円から43万円へ引き上げられました。また、軽減制度においても、同改正に伴い、保険税の負担水準に関して現行と同水準とするため、軽減判定所得基準が下記のとおり、変更となりました。

## 【保険税額】

国保加入者全員の(1)医療保険分(2)後期高齢者支援金分(3)介護保険分を、合計して計算します。また、それぞれに上限(限度額)が設けられています。

|     | (1) 医療保険分                 | (2) 後期高齢者支援金分             | (3) 介護保険分                 |
|-----|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
|     | 0歳～74歳まで                  |                           | 40歳～64歳まで                 |
| 所得割 | (前年の総所得金額－43万円)<br>× 6.7% | (前年の総所得金額－43万円)<br>× 2.1% | (前年の総所得金額－43万円)<br>× 1.9% |
| 均等割 | 24,000円 / 1人              | 7,000円 / 1人               | 16,000円 / 1人              |
| 平等割 | 26,000円 / 1世帯             | 8,000円 / 1世帯              | 0円 / 1世帯                  |
| 限度額 | 630,000円                  | 190,000円                  | 170,000円                  |

## 【所得による軽減制度】

世帯主と国保加入者の前年中の所得額の合計(対象所得※1)が一定額以下のとき、保険税のうち「均等割」と「平等割」の一部を軽減します。

| 軽減割合 | 改正前                            | 改正後  |
|------|--------------------------------|--|
| 7割軽減 | 対象所得※1が33万円以下の世帯               | 対象所得※1が43万円+10万円×(給与所得者等※2の数-1)以下の世帯               |
| 5割軽減 | 対象所得※1が33万円+(28万5千円×加入者数)以下の世帯 | 対象所得※1が43万円+10万円×(給与所得者等※2の数-1)+(28万5千円×加入者数)以下の世帯 |
| 2割軽減 | 対象所得※1が33万円+(52万円×加入者数)以下の世帯   | 対象所得※1が43万円+10万円×(給与所得者等※2の数-1)+(52万円×加入者数)以下の世帯   |

※1 対象所得：世帯主と国保加入者の前年中の所得金額の合計

※2 給与所得者等：一定以上の給与所得者と公的年金の支給を受ける方

## 【軽減には確定申告(住民税申告)が必要です】

この軽減制度に、申請手続きは不要です。基準に該当する世帯は、自動的に軽減されます。

ただし、世帯の国保加入者の中に未申告の方がいる場合は、軽減が適用されません。また、高額療養費の自己負担限度額の負担区分にも、影響を及ぼします。収入がなくても必ず申告をしましょう。

## 【簡易申告】

下記に該当する方は、令和2年中の収入の簡易申告をしてください。

- ・令和3年1月2日以降に新規入国した外国籍の方
- ・令和3年1月1日現在に海外に居住していた方

※令和2年中に日本で収入のあった方は、給与明細等の収入が確認できるものがあればお持ちください。

## 【新型コロナウイルス感染症の影響による減収等にかかる減免】

昨年に引き続き、本年度も減免制度を実施します。世帯の主たる生計維持者(世帯の生計を主に維持している方)が、新型コロナウイルス感染症に感染し、死亡または重篤な傷病を負った、もしくは新型コロナウイルス感染症の影響で、減収した等の理由により減免の対象となる場合があります。納税通知書にチラシを同封しますので、ご一読いただき、減免の対象と見込める場合にはご相談ください。

## こども福祉

## 05

医療福祉費支給制度からの  
お知らせ【問い合わせ】  
こども福祉課（玉造庁舎）  
☎0299-55-0111

## 【医療福祉費支給制度（通称：マル福）とは】

対象となる方が、健康保険証等を使って医療機関などにかかったときに、支払う自己負担分の費用を一部助成する制度です。ひとり親家庭・重度心身障害の受給者に対して、毎年7月1日に、受給者証の更新を行っています。

## 【7月1日に更新対象となる方】

## ◇ひとり親家庭

次のいずれかの要件に該当する方

- ・配偶者のいない方で、(1)～(3)の児童を監護している方とその児童（各年齢の3月31日まで）
  - (1) 18歳未満の児童
  - (2) 20歳未満の障害児
  - (3) 20歳未満の高校在学者
- ・配偶者が長期にわたり、労働能力を失っている重度心身障害者である方とその児童
- ・父母のいない児童

## ◇重度心身障害者

次のいずれかの要件に該当する方

- ・身体障害者手帳1級、2級または内部障害3級
- ・療育手帳の判定がAまたは㊸
- ・身体障害者手帳3級かつ知能指数が50以下
- ・特別児童扶養手当支給対象の児童（1級）
- ・障害年金受給権者（1級）
- ・精神障害者保健福祉手帳（1級）

※65歳以上の方は、上記の要件に加え、後期高齢者医療制度への加入が要件となります。

## 【県外から転入されてきた方・市外にお住まいの受給者や扶養義務者の方】

所得課税等証明書の提出が必要です。所得の申告をしていない場合は、事前に申告をしてください。

ただし、マイナンバーを利用した情報連携によって、所得の照会が可能になり、所得課税等証明書の提出を省略することができます。その場合は、情報連携に同意する旨の「同意書兼委任状」の提出が必要となります。

※所得の照会ができなかった場合は、所得課税等証明書の提出をお願いすることがあります。

広告

24時間  
365日  
受付ネットで簡単仮申込み  
JAネットローンスマートフォン、  
パソコンからの  
仮申込みも可能です。インターネットからの  
お申込みは、こちら▶

金利引下げ条件やキャンペーンについては、ホームページをご覧ください。  
詳細につきましては、下記の支店窓口へお問い合わせください。

今すぐアクセス!

JAバンク茨城

検索

三菱UFJニコス  
ネットローン

JAなめがたしおさい

本店 ☎0299-93-5510  
大野支店 ☎0299-69-0079  
鹿嶋支店 ☎0299-83-2181

神栖支店 ☎0299-92-3881  
波崎支店 ☎0479-48-0005  
麻生支店 ☎0299-72-0068

潮来支店 ☎0299-63-1234  
北浦支店 ☎0291-35-2211  
玉造支店 ☎0299-55-0010

## こども福祉

## 06

## 低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金のお知らせ (ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)

【問い合わせ】

こども福祉課（玉造庁舎）

☎ 0299-55-0111

FAX 0299-36-2610

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、ひとり親以外の住民税非課税の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、国から子育て世帯生活支援特別給付金が支給されます。

詳細については、市のホームページでお知らせしますので、そちらをご確認ください。

## 【給付金の対象となる方】

(1) または (2) のいずれかに該当する方

- (1) 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている方であって、令和3年度分の住民税均等割非課税の方（申請不要）
  - (2) (1)のほか、対象児童（18歳年度末までの子（障害児については20歳未満）※）の養育者であって、アまたはイのいずれかに該当する方（要申請）
    - ア 令和3年度分の住民税均等割非課税である方
    - イ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割非課税である方と同様の事情にあると認められる方（家計急変者）
- ※令和3年4月以降令和4年2月末までに生まれる新生児も対象となります。

## 【給付額】

児童1人当たり一律50,000円を支給します。

### 【低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）に関する情報】

○厚生労働省 コールセンター（受付時間：平日9:00～18:00）

電話番号 0120-811-166

FAX 0120-300-466

※聴覚に障害のお持ちの方や、コールセンターへのお問い合わせが難しい方は、厚生労働省でファックスを用いた対応を行っています。

#### 行方の魅力発信広報番組 「なめトーク」



IBS 茨城放送 (i-FM) (水戸局 94.6MHz、守谷・日立局 88.1MHz、水戸局 119.7kHz、土浦・県西中継局 145.8kHz) で、毎月第2・第4金曜日の午前10時35分から5分間放送しています（「HAPPY パンチ」の番組内）。

行方市民向けの募集・お知らせ情報や、行方市の観光・イベント情報など旬の情報をお知らせします！

※本市は、茨城放送およびエフエムかしまと、それぞれ「災害協定」を締結しています。地震や風水害などの大規模災害が発生した際には、放送エリア内において本市の情報をお知らせします。

#### エフエムかしまの放送エリアは 鹿行地域でお聴きいただけます



ひるどきナルナの番組内「鹿行ナビ」、毎月第2火曜日の午前11時40分から10分間、行方市の魅力を生中継でお届けします。ぜひ聴いてください。

■放送エリア

鹿行地域（鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市）

■周波数 76.7MHz

## 介護福祉

## 07

## 介護保険のお知らせ

【問い合わせ】

介護福祉課(玉造庁舎)  
☎0299-55-0111

## 【介護保険料(年額)は8月に通知します】

介護保険料は、本人・世帯の市民税課税と、本人の前年所得などをもとに、段階別に計算します。

確定した年間保険料額と、仮徴収の暫定賦課分を差し引いた残額について、納入通知書を8月上旬に送付します。

| (年額)              | (仮徴収)  | (本徴収・以降の納期に振り分け) |        |      |       |  |             |              |
|-------------------|--|------------------|--------|------|-------|--|-------------|--------------|
| 確定した<br>令和3年度保険料額 | <table border="1"> <tr> <td>特別徴収</td> <td>4・6・8月</td> </tr> <tr> <td>普通徴収</td> <td>第1・2期</td> </tr> </table> | 特別徴収             | 4・6・8月 | 普通徴収 | 第1・2期 | <table border="1"> <tr> <td>10・12・2月の3回</td> </tr> <tr> <td>第3・4・5・6期の4回</td> </tr> </table> | 10・12・2月の3回 | 第3・4・5・6期の4回 |
| 特別徴収              | 4・6・8月   |                  |        |      |       |  |             |              |
| 普通徴収              | 第1・2期  |                  |        |      |       |  |             |              |
| 10・12・2月の3回       |  |                  |        |      |       |  |             |              |
| 第3・4・5・6期の4回      |  |                  |        |      |       |  |             |              |

## 【保険料の納め方】

## ■特別徴収(年金からの天引き)

- ・65歳以上で、年金(老齢・退職年金、障害年金、遺族年金)を年額18万円(月額15,000円)以上受給されている方
- ・2カ月おきに支給される年金から、保険料が天引きされます。

## ■普通徴収(納付書, 口座振替による納付)

特別徴収にならない方

- ・年度の途中で65歳になられた方や転入の方、または年金が年額18万円(月額15,000円)未満の方など
- ・納付書により、市役所または市が定める金融機関等で納めてください。納め忘れや納付の手間が省ける口座振替が便利です。

## ■年度中に65歳となられた方や転入の方で、年金を年額18万円以上受けている方

- ・当初は普通徴収となります。特別徴収は翌年度以降に、随時開始されます(年金の受給が遅れるなどの理由により、日本年金機構などから対象者として市へ通知がない場合は、引き続き普通徴収となります)。

※新型コロナウイルス感染症の影響による確定申告期間の延長により、申告された時期によっては、特別徴収(年金天引き)が一時中止となったり、普通徴収(納付書での納付)が必要となる場合があります。

※世帯の主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したこと等により、減免の対象になる場合があります。後日、減免要件等について、市の広報等にてお知らせします。

要件等をご確認いただき、減免の適用が見込める場合は、ご相談ください。なお、減免には申請手続きが必要です。

## 【普通徴収の納付期限(令和3年度)】

| 第1期      | 第2期      | 第3期      | 第4期      | 第5期       | 第6期      |
|----------|----------|----------|----------|-----------|----------|
| 4月30日(金) | 6月30日(水) | 8月31日(火) | 11月1日(月) | 12月27日(月) | 2月28日(月) |

※保険料を滞納していると、地方税の滞納処分の例により、処分を受けることがあります。また、介護サービスを利用した際の利用者負担(通常は費用の1割または2割(特に所得の高い方は3割))などの保険給付に制限が生じる場合があります。

|           |  |
|-----------|--|
| 1年以上滞納    | 介護費用をいったん全額自己負担しなければ、サービスが受けられません。(申請により後から介護保険給付分が戻ってきます)                 |
| 1年6カ月以上滞納 | 一時的に、給付の一部または全部を差し止められます。  |
| 2年以上滞納    | 未納期間に応じて、自己負担割合が引き上げられたり(通常1割および2割の方は3割に、通常3割の方は4割に)、高額介護サービス費が受けられなくなります。 |

## 介護福祉

## 07

## 介護保険のお知らせ

【問い合わせ】

介護福祉課（玉造庁舎）

☎ 0299-55-0111

## 【65歳以上の方の保険料（第1号被保険者）】

介護保険料は、基準額をもとに9段階の区分で保険料を計算します。**基準額は月額5,600円**です。市の介護サービスなどにかかる費用全体の23%を、65歳以上の方の保険料で賄います。

| 所得段階          | 対象者   | 料率   | 年額<br>(月額目安)         |
|---------------|---|------|----------------------|
| 第1段階          | ・生活保護受給者の方<br>・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者の方<br>・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方 | 0.3  | 20,160円<br>(1,680円)  |
| 第2段階          | ・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以上120万円以下の方                                     | 0.5  | 33,600円<br>(2,800円)  |
| 第3段階          | ・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円以上の方   | 0.7  | 47,040円<br>(3,920円)  |
| 第4段階          | ・人が市民税非課税で、同一世帯内に市民税課税者がいて、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方                               | 0.95 | 63,840円<br>(5,320円)  |
| 第5段階<br>(基準額) | ・本人が市民税非課税で、同一世帯内に市民税課税者がいて、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以上の方                              | 1.00 | 67,200円<br>(5,600円)  |
| 第6段階          | ・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方  | 1.25 | 84,000円<br>(7,000円)  |
| 第7段階          | ・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方   | 1.35 | 90,720円<br>(7,560円)  |
| 第8段階          | ・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方   | 1.50 | 100,800円<br>(8,400円) |
| 第9段階          | ・本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の方  | 1.70 | 114,240円<br>(9,520円) |

※月額の保険料は目安であり、年間保険料を1/12にしたものです（納付期限・納付方法により金額が増減することがあります）。

- ※1 世帯：原則として4月1日現在での住民票上の世帯。ただし、4月2日以降に市外から転入された場合や年齢到達で第1号被保険者になった場合、その年度はそれぞれ、転入日・年齢到達日現在の世帯となります。
- ※2 合計所得金額：前年の収入金額から必要経費等に相当する額を控除した金額。ただし、長期譲渡所得および短期譲渡所得の特別控除額を適用します。さらに、第1段階から第5段階の合計所得金額は、公的年金に係る雑所得を控除します。
- ※3 課税年金収入額：税法上課税対象となる公的年金（国民年金、厚生年金など）の収入をいい、課税対象とならない年金（遺族年金、障害年金など）は含まれません。

## 【介護保険負担割合証（白色）が更新になります】

要介護・要支援認定を受けている方や、事業対象者の方に交付され、サービスを利用する時に、介護保険の保険証と一緒に提示していただく「介護保険負担割合証」（白色）の令和3年8月1日（日）以降適用分が後日郵送されます。（申請手続き不要）

## 【介護保険負担限度額認定証（白色）が更新になります】

所得の低い方が施設サービスを受ける時に、居住費と食費の自己負担額が上限額までとなる「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、**7月31日（土）までの有効期限**となっていますので、令和3年8月1日（日）以降につきましては、**あらためて申請手続きが必要**になります。

※令和3年8月から判定基準と軽減内容が変わります。

## 国保年金

## 08

## 後期高齢者医療からのお知らせ

【問い合わせ】

国保年金課(玉造庁舎)  
☎0299-55-0111

## 【8月1日に「被保険者証」「限度額適用認定証」および「限度額適用・標準負担額減額認定証」が更新されます】

現在お使いの「被保険者証」「限度額適用認定証」および「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、7月31日(土)までの有効期限です。

新しい「被保険者証」(緑色)は、7月中旬に簡易書留にて郵送しますので、受け取りをお願いします。

また「限度額適用認定証」(水色)または「限度額適用・標準負担額減額認定証」(黄色)をお持ちの方で、引き続き交付対象となる方については「被保険者証」とあわせて郵送します。なお、有効期限を経過した「被保険者証」等は、お近くの市役所窓口までご返却するか、ご自身で処分をお願いします。

※「限度額適用認定証」(水色)は、住民税課税所得145万円以上の被保険者の方がいる場合に「限度額適用・標準負担額減額認定証」(黄色)は、被保険者が属する世帯の全員が、住民税非課税である場合に交付対象となります。

## 【令和3年度保険料の決定通知書および納付書を送付します】

特別徴収(年金からの天引き)の該当にならない方は、7月中旬に郵送される納付書で、保険料を納付していただきます。

決定通知書が届きましたら、必ず中身を確認していただき、納付書が同封されている場合は、各納期限までに納付をお願いします(口座振替をお申し込みの方は、納期限日に振り替えますので、残高のご確認をお願いします)。

また、特別徴収(年金からの天引き)による保険料の納付がある方については、8月中旬に決定通知書を郵送します。

## 【保険料率について】

令和3年度の後期高齢者医療保険料率は下記のとおりです。

**均等割額 46,000円**

**所得割率 8.50%**

※後期高齢者医療保険料率は、都道府県単位で計算され、2年ごとに見直されます。

## 【保険料の納め方について】

普通徴収による納付は、納め忘れがなく、手間が省ける口座振替が便利です。お手続きの方法は2種類あり、市内にある金融機関が口座振替の対象です。

- (1) 依頼書による方法：市内にある金融機関の本店、支店の窓口で申し込めます。口座振替をする方の預貯金通帳および届け印を金融機関にご持参ください。
- (2) ペイジーによる方法：金融機関のキャッシュカードで申し込める方法です。市役所窓口へキャッシュカードと身分証明書をご持参し、専用端末にキャッシュカードの暗証番号を入力すれば、その場で申し込みが完了します。

特別徴収による納付は、申請することで普通徴収(口座振替のみ)に変更することができます。

金融機関での口座振替の申し込み後、市役所窓口で徴収方法変更の申請手続きをしてください。

口座振替をした方の社会保険料控除に適用でき、世帯全体で見たとときの住民税・所得税の負担額が少なくなる場合があります(口座名義人が被保険者本人の場合は、住民税・所得税の負担額は変わりません)。

## 【保険証の受け取りについて】

被保険者が関係書類等の受け取りが困難な場合は、送付先を変更することができます。

被保険者本人以外の住所地に郵送することができます。後期高齢者医療担当窓口にて送付先の変更手続きをしてください(届け出人の身分を証明するものが必要です)。

| 後期高齢者医療被保険者証      |                              |
|-------------------|------------------------------|
| 有効期限              | 令和4年7月31日                    |
| 交付年月日             | 令和3年8月1日                     |
| 被保険者番号            | 00000001                     |
| 住所                | 茨城県水戸市赤塚1丁目1番地               |
| 氏名                | 後期 太郎 男                      |
| 生年月日              | 昭和5年5月5日                     |
| 資格取得年月日           | 平成20年4月1日                    |
| 発効期日              | 平成20年4月1日                    |
| 一部負担金の割合          | 1割                           |
| 保険者番号並びに保険者の名称及び印 | 39082011<br>茨城県後期高齢者医療広域連合 印 |

▲新しい被保険証は緑色です。

## 都市建設

## 09

## 市営住宅の入居者募集について

【問い合わせ】  
都市建設課（玉造庁舎）  
☎ 0299-55-0111

## 【市営住宅の入居者を募集します】

| 住宅名    | 所在地       | 間取り  | 構造  | 募集戸数 |
|--------|-----------|------|-----|------|
| みなみ原団地 | 青沼 841-14 | 3LDK | RC造 | 8戸   |

## 【応募資格】

次の(1)～(4)全ての要件に該当する方

- (1) 現在、住宅に困っており、2人以上の親族で入居する方（単身入居はできません）
- (2) 市税等を滞納していない方
- (3) 条例で定める基準内の収入である方  
例：一般世帯の場合  $(1 \text{ 世帯の合計所得額} - \text{控除額}) \div 12 = 15 \text{ 万} 8 \text{ 千円以下}$
- (4) 入居予定者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員でないこと

## 【申し込み方法】

所定の申込書に記入し、必要書類を添付して都市建設課に提出してください。

※申込書は、市のホームページからもダウンロードできます。

## 【必要書類】

- (1) 住民票（入居しようとする家族全員が記載されたもの）
- (2) 収入等を証明する書類（収入のある方全員の最新の課税証明書、源泉徴収票、確定申告書の写しなど）
- (3) 未納がないことを証明できる書類（納税証明書）

※申し込み内容によっては、上記以外の書類が必要になる場合があります。

## 【申込受付期間】

7月12日（月）～7月30日（金）（土日祝日除く）

※この期間に申し込みが難しい方は、ご連絡ください。なお、8月1日以降に空室がある場合は、随時募集となり、先着順で申し込みを受け付けます。

## 【入居者の選考】

市営住宅管理条例第8条により入居者選考委員会を行い、入居者を決定します。選考後は、住宅清掃・改修工事により、入居までに約2カ月かかります。

## 下水道

## 10

## 農業集落排水施設使用料金の改定について

【問い合わせ】  
下水道課（玉造庁舎）  
☎ 0299-55-0111

令和3年10月1日から農業集落排水施設使用料金を改定します。

農業集落排水事業は、本来汚水処理費を使用者の負担で賄うことが原則となっています。

しかし、現在も一般会計から多くの繰入金で補填し経営をしており、サービスを受けられない方との税負担の不均衡が生じています。独立採算の原則から、経営に必要な使用料水準を目指しますが、流域関連公共下水道および特定環境保全公共下水道との使用料金に差異があるため、段階的に解消を図りながら、今後の安定的な経営のために使用料金を改定します。ご使用の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

|      |                                    | 汚水量                 | 現行     | → | 新料金    |
|------|------------------------------------|---------------------|--------|---|--------|
| 基本料金 | 10m <sup>3</sup>                   |                     | 990円   | → | 1,430円 |
|      |                                    |                     | 104.5円 |   | 154円   |
| 超過料金 | 11m <sup>3</sup> ～30m <sup>3</sup> | 1m <sup>3</sup> につき | 110円   | → | 165円   |
|      | 31m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup> |                     | 115.5円 |   |        |
|      | 51m <sup>3</sup> ～                 |                     |        |   |        |

※新料金（税込み）は令和3年10月ご使用分（11月請求分）から適用されます。

超過料金区分は「汚水量11m<sup>3</sup>～30m<sup>3</sup>」と「汚水量31m<sup>3</sup>～」の2区分となります。

例：1カ月に20m<sup>3</sup>ご使用になった場合

（現行）2,035円 ⇒ （新料金）**2,970円** となります。

## 農林水産

## 11

## 農林水産課からのお知らせ

【問い合わせ】

農林水産課(北浦庁舎)  
☎0291-35-2111

## ■ 水稻農薬空中散布を実施します

行方市農作物病害虫防除対策協議会では、水稻の病害虫防除を図るため、無人ヘリコプターによる、農薬散布を下記のとおり実施します。

早朝から、騒音等でご迷惑をおかけしますが、危被害防止にご協力をお願いします。

## 【日程】

麻生地区 7月13日(火)、14日(水)

玉造地区 7月20日(火)、21日(水)

北浦地区 7月25日(日)

※雨天、強風、濃霧等の天候不順の場合は、防災無線により、順延または遅延のお知らせをします。

※農薬散布は、通勤・通学の方や付近の自動車等に対して、安全確認をしながら、十分注意して作業を実施します。

## 【時間】

4:00～11:00(予定)

## 【使用薬剤】

ビームキラップジョーカー(殺虫・殺菌混合剤)

## 【注意事項】

散布当日、以下のことにご協力をお願いします。

- (1) 水田付近に、車等を駐車している方は、移動をしてください。
- (2) 洗濯物は、散布終了後に干してください。
- (3) 水田付近のハウスは、前日に閉めてください。

## ■ 農業用廃プラスチック回収のお知らせ

使用済みの農業用廃プラスチックは、各個人が適正に処理することが法律により定められています。

行方市では「行方市農業用廃プラスチック収集処理対策協議会」を設置し、農業用廃プラスチックの回収を実施しています。

## 【収集できるもの】

- ・農業用塩化ビニール(農ビ)
- ・農業用ポリエチレン(農ポリ)
- (例) ハウス等被覆用ポリ、マルチフィルム、ポリコンテナ、水稻育苗箱、肥料袋 等
- ・その他粗悪品
- (例) あぜなみ、不織布(パオパオ等)、マイカ線、ブルーシート、農薬空き容器 等

## 【搬入の際の注意事項】

- ・きちんと分別しましょう。物によっては回収できず、持ち帰っていただく場合があります。
- ・木片、金属片などの異物を取り除きましょう。処分機械の破損の原因となります。
- ・飛散防止に努めましょう。つづら折りにし、同じ材質のひもで縛ってください。
- ※カンレイシャ、遮光ネット、防虫・防風ネット等は1m×1mに切ってから搬入すること。
- ・著しいヤケ等により、リサイクルできない場合は「その他粗悪品」扱いになります。
- ・緑色マルチフィルムは「その他粗悪品」扱いになります。
- ・3t車以上での搬入はご遠慮ください。
- ※その他ご不明な点がございましたらご連絡ください。速やかな回収のため、皆さまのご協力をお願いします。
- ※日程、場所、処理費については、7月市報に折り込みのチラシをご参照ください。

## 収納・税務

## 12

## 市税と保険料のお知らせ

【問い合わせ】

収納対策課（麻生庁舎）

税務課（麻生庁舎）

☎ 0299-72-0811

市税と保険料  
のお知らせ

7月の市税と保険料は…

固定資産税 第2期 国民健康保険税 第1期

後期高齢者医療保険料 第1期

納期限（振替日）は8月2日です。

【よくあるご質問】 ～固定資産税編～

? 「建物を取り壊したのに、どうして固定資産税が課税されるの？」



Q. 令和3年1月20日に取り壊した家屋が令和3年度の固定資産税の課税の対象になっています。なぜでしょうか？

A. 固定資産税は、1月1日現在（賦課期日）に存在する固定資産を対象として、その年から始まる年度分について課税されます。そのため、今回1月20日に取り壊された家屋も令和3年1月1日現在には存在していたため、その年度の固定資産税の課税対象になったと考えられます。

なお、建物を取り壊したときには、以下の手続きが必要となりますのでご注意ください。

法務局に登録されている家屋 ⇒ 建物滅失（めっしつ）登記申請

未登記家屋

⇒ 市役所税務課へ家屋滅失届の手続き

詳しくは、各ホームページをご覧ください。

【法務局ホームページ】 「建物を取り壊した／建物を新築した」

<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/fudousan5.html>

【行方市ホームページ】 「家屋を取り壊したとき」

<https://www.city.namegata.ibaraki.jp/page/page002359.html>

軽自動車の廃車・住所変更などのお手続きは忘れずに！

軽自動車等の登録情報に変更があった場合は、15日以内に変更の手続きを行う必要があります。

軽自動車を「譲った」「廃車にした」「盗難にあった」等で実際に所有していない場合でも、廃車・名義変更などの手続きが完了されていないと、軽自動車税が課税されますのでご注意ください。

市外への引っ越しや名義変更なども、お手続きが必要です。詳しくは下記お問い合わせ先へご連絡ください。

| 種類              | 問い合わせ先        | 電話番号          |
|-----------------|---------------|---------------|
| 原付バイク・小型特殊自動車   | 行方市役所税務課      | 0299-72-0811  |
| 軽自動車（二輪を除く）     | 軽自動車検査協会茨城事務所 | 050-3816-3105 |
| 250cc以上のバイク（二輪） | 関東運輸局茨城運輸支局   | 050-5540-2017 |

【行方市ホームページ】 「軽自動車税」

<https://www.city.namegata.ibaraki.jp/page/page006590.html>

【問い合わせ】 収納対策課・税務課（麻生庁舎）TEL0299-72-0811